

議案第 20 号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書及び第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

栄養士法の改正に伴い、栄養士等の配置を求める規定に管理栄養士を加える必要がある。